



第92回 学校における「性」に関する現代的問題点

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校における性の問題点については、生徒の

問題行動が伝統的な典型例であった。しかしながら、現在では、生徒の側に問題行動がない場合でも、生徒の属する性に関して学校との間でトラブルが発生する危険性が常に存在していると言わざるを得ない。またそもそも、性に関する議論の前提となっている「男性」「女性」という区分自体について、従来の感覚がそのままでは通用しない可能性すら生じている。本稿では、この「性」に関する新たな問題点について、今後生じうる問題点の概要を紹介し、学校とし

て必要な対処について考えてみる。

1 既存の「性」に関する問題点……

既存の性別である「男性」と「女性」に関する問題については、学校においても、残念ながら種々の問題事案が生じてきたことと相まって、徐々に学校管理における注意点が明らかにされてきている。

相手方の同意を得ない性的関係の形成や、性に関して相手方の人格を傷つける行為が犯罪と

なることは明らかであり、学校としても厳格に対処すべきことは、改めて言うまでもない。もともと、「相手方の同意を得ていない」ことや、「相手方の人格を傷つけた」ことについては、客観的な指標が明らかでないため、被害者の主張に事実上依存することとなる。また、同一の言動であっても、相手方において人格が傷つけられたと感ずる場合と感じない場合とがあることから、問題の発生を未然に防ぐことには限界があり、問題が生じた際の対処も常に困難を伴うこととなる。

裁判例においても、このような問題については第三者の証言や物的証拠が得られることが少ないため、従前の人間関係や個々の関係者に対する周囲からの評判を基に、いわば直感的な判断をせざるを得ないのが実情のようである。なお、理論的には、事実を指摘することにとどめ、評価に係る言動を一切行わなければ、かかるハラスメントに該当する可能性は極めて小さくなるものの、児童生徒に対する評価は教員の基本的職務であるから、問題発生危険について常に細心の注意を払うほかない。

他方、教員と児童生徒との間が平等で、合意に基づいた性的な関係が生じた場合については、個人としての性的自由は誰でも有するものであるため、教員と児童生徒との関係の形成を一律に禁止することは、理論的には困難を伴う。特に、人の内面的な感情について法律で抑制したり禁止したりすることは、事実上不可能と考えざるを得ない。

しかしながら、教員が多くの児童生徒に対して「教育・指導」を行い、その結果としての「評価」を行う立場にある以上、特定の児童生徒との間で個人的な人間関係が形成されていることは、当該児童生徒とその他の児童生徒との間で、果たして平等公正が保たれているのか、疑いを生じさせかねない。実際、かかる関係に対して否定的な考え方を有する者が多いことは、十分予測されるところである。

もつとも、かかる懸念については、児童生徒が卒業する等、学校における教員と児童生徒という関係が解消された場合には、第三者からの興味本位に基づく観点はなお残存する可能性があるとしても、制度上禁止ないし制限をするこ

とはできなくなる。

従って、情報の利用や漏えいなど、職務に関する不正が認められる場合や、教員としての立場や地位を利用して児童生徒との間に個人的な関係を形成した場合、さらには、別に私生活上の関係を形成しているにもかかわらず児童生徒との個人的関係を形成した場合等でない限り、学校としては教員と児童生徒との間における人的関係については、職務の遂行に関する監督や注意喚起にとどまらざるを得ないこととなる。しかしながら前記のとおり、かかる人間関係は第三者の興味本位に基づく無責任な批評や風評を誘発しやすいため、学校管理者の側としては、学校の「評判」を気にするあまり、教員の私生活に関する領域に対して若干踏み込むこととなり、それ自体が別の問題点を生じさせるといふ、悪循環に陥ることとなりかねない。

なお、全国で制定されている青少年健全育成条例、いわゆる「淫行条例」については、「未成年である相手方を専ら性的欲求の対象とした」ことが処罰の要件となっており、真摯な恋愛関係は処罰の対象とはされていない。従って、教

員と児童生徒とが、将来の結婚等を目的とした真摯な恋愛関係である旨を一致して主張した場合には、処罰や処分等の正当性の方が逆に揺らぎかねないことに、十分注意が必要である（星野豊「教員の淫行容疑に対する実名報道」月刊高校教育2011年1月号参照）。

2 「性」に関する個人の意識の

問題点：・・・・・・・・・・・・・・・・

「男女」という性別区分は、法律上の性別区分ともなっており、その区分に従って、多数の設備管理や社会関係管理、さらには初等教育を筆頭とする自己の意識に関する教育指導が行われていることは、周知の事実である。しかしながら、性に関する個人の自意識が、外形上の性別と合致しない場合、あるいは、自己の性愛の対象となる関係が、必ずしも「男女関係」とならない場合における、学校として行うべき対処については、議論自体がほとんど行われていないのが実情である。

なお、近年これらに該当する者について、「LGBT」（女性同性愛者・レズビアン・Trans

ビ、男性同性愛者・ゲイ・Gay、両性愛者・バイセクシュアル・Bisexual、性同一性障害を含む性別越境者等・トランスジェンダー・Transgender)と一括して呼ばれることがあるが、性愛対象と性に関する自意識という異なる次元の問題が含まれているため、この用語自体の使用についても、注意を払う必要がある。

従来、これらの問題については、学界等でもあまり議論されることがなく、裁判例でも、男女別管理を徹底している刑務所への受刑者の配置が争われる事案がある程度であったが、近年に至って、職場における性転換者への不利益処分を禁止する裁判所の命令が出されたり、ゴルフ場が性転換者の会員権取得を認めなかったことに対して慰謝料の支払いが命ぜられたり、同性愛者である事実を同級生にSNS上で公開されたために自殺した学生の遺族が大学の管理上の過失を主張して提訴したりする等、状況が大きく変化してきた。

実際、男女別教育を行っている学校においては、所属する児童生徒の性別は、学校教育の基本的目的との関係で、当然の前提となるもので

あるし、性に関する教育の中には、性愛に関する問題が必然的に含まれることから、どのような前提と観点を基にどのような人生設計を構想させるかについては、教育上無視できない重要な問題点が含まれている。また、前記に該当する者がごく少数であることは、問題点の重要性を減少させるものではなく、逆に、多数者による少数者への差別の防止という別の問題が関連するため、具体的な立場にかかわらず、学校としての議論自体は必ずしておく必要がある。

学校として、より具体的対応が必要となる局面は、児童生徒を性別ごとにどのように管理すべきかであり、これには、洗面所、更衣室、合宿等におけるシャワー・浴室、相部屋等の管理の問題が、事実上含まれてくる。前記のとおり、これらの問題は、従来あまり議論がなされることがなく、かつ、該当する者が少数であったことも相まって、これらの者が「異常」「変態」であるといった、明らかに問題を含む感覚が、多くの者に事実上かつ無意識のうちに共有されている現実を無視できない。

従って、該当する本人の自己意識を尊重する

ために、洗面所等の利用について各自の意識に完全に委ねることは、他の者との関係では「問題」、場合によっては「犯罪」という認識を生じさせかねない。そして、これらの多くの者の感覚それ自体は、少数者に対する差別としての点を除けば、各自の有する感覚や前提としては同様に尊重されるべきものである。以上のことから、学校としては、誰の感覚に合わせてどのような管理を具体的に行えばよいかについて、あらゆる事態を想定した慎重な配慮が必要とされるわけである。

法律では、人が個人として尊重される、という原則論が憲法上示されているのみで、誰の感覚に合わせてどのようなことをしなければならぬかについての指針が、具体的に示されていないわけではない。また、法律自体も、男女の性別を議論の前提として制定されており、出生時に定めた性別が戸籍等により登録され、それに基づいて法律関係が定められる。このため、戸籍上の登録内容と自意識とが一致しない場合や、性愛対象が法律の定める婚姻関係の性別と一致しない場合は、事実上、問題が生ずること

が避けられない。

加えて、近年では、性同一性障害と認められた者については、所定の手続きおよび施術のうえで、戸籍上の性別を転換することができるようになり、一部の自治体においては、従来想定されていなかった同性間での婚姻届を受理するようになってきていることから、状況はさらに複雑となっている。すなわち、法律上これらのことが可能となったことは、これらの者に対する差別が禁止されることを意味すると同時に、かかる手続きが制定されている以上、これらの手続きに則って行動しない者には、法律上の配慮を行わなくとも問題が生じないとの解釈を生じさせることとなり、現実の問題発生時における対処について、関係者を悩ませるわけである。

3 「性」に関する今後の学校の対応

現在の学校教育の局面では、議論が十分行われていないこともあって、少数派に属する者が多数派の感覚に事実上合わせざるを得なくなっていることが予測されるが、そのような傾向が

今後もそのまま続くことは期待できないし、期待すべきでもない。しかして、個人が性別に対してどのような感覚を有するかは、個人の人格の問題であり、かつ、どのような感覚を有するかについても、個人の自由な判断が尊重されるべきことが、憲法をはじめとする法律上の大原則である。

そうすると、性に対する感覚を一律に規制することは、どのような内容のものであっても行われるべきでないことは、少なくとも明らかというべきである。そもそも、法律における性に関する対処の前提は、「業務や教育に際しては、個人としての能力等に着目すべきであり、個人の具体的な性別を意識しない」というものであり、この観点こそが、性に関する問題の所在を見えにくくしている側面がある。

現実には、洗面所、更衣室、入浴関連設備、寮の分離や相部屋における人員配置等、具体的な局面での具体的な問題が生じて、初めて関係者の問題意識が喚起される場合も少なくない。現状で仮に問題が顕在化していないとしても、将来において法律上の問題が発生してしまった

際に、それまでの検討不足あるいは認識不足を指摘されることのないよう、学校としての基本的対処については、仮に抽象的であっても、検討しておく必要はあるものといえるが、具体的な方向性は、現時点では不明であるというほかない。また、性に関する問題であるため、多くの者が公然と議論すること自体について消極的となり、問題の所在を指摘し、あるいは自己の感覚と異なる感覚を持つ者に対して「変質」「異常」との烙印を押しがちであることも、問題の解決を複雑にしている。

繰り返し強調するとおり、この「性」に関する問題に対しては、冷静かつ合理的に対応していくことが、組織として強く求められることが明らかであり、この「組織としての対応」が意味するものは、結局のところ、構成員個々の意識と見解との集積にはかならない。従って、議論に参加する者の間で信頼関係が明確に形成されていることを前提としたうえで、自由に見交換を行う機会を、様々な形で形成していくことが、この問題への学校の対処における、直近の課題であると考えられる。